

## 奥三河マルチワーク人材マッチング検証事業 業務委託仕様書（案）

### 1 件名

奥三河マルチワーク人材マッチング検証事業

### 2 目的

奥三河地域（※1）の人口減少率は県内で最も高く、今後も一層の人口減少が進むことが見込まれるため、地域の担い手不足等の深刻化などが懸念されている。そのため、奥三河地域の持続可能性を高めるためには、移住定住の促進に取り組む必要があり、そのためには「働く場所の確保」が必要となってくる。

しかしながら、奥三河地域では、フルタイムでの通年雇用を行う事業者が限られているため、一定の給与水準を満たした安定的な雇用の確保が課題となっている。

そこで、近年、移住希望者等から注目を集めている「マルチワーク（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者で働く）」という働き方に着目し、奥三河地域における、フルタイム以外の就労ニーズを調査し、各事業者の仕事を組み合わせることで年間を通じた働く場の確保が可能かどうか検証する。

（※1）奥三河地域：新城市、北設楽郡設楽町、東栄町、豊根村

### 3 契約期間

契約締結日から令和9（2027）年3月12日（金）まで

### 4 業務内容

#### （1）ニーズ調査

ア 奥三河地域の事業者や生産者などを対象に、人材ニーズ（フルタイム以外の就労に期待する役割や時期、人材の要件など）に関する調査を50件以上実施すること。なお、調査方法、調査項目、調査件数について提案すること。

イ 移住（希望）者や地域住民などを対象に、多様な形態の就労ニーズ（希望する業種や時期、働き方など）に関する調査を20件以上実施すること。なお、調査方法、調査項目、調査件数について提案すること。

ウ 事業者や生産者などの人材ニーズ及び移住（希望）者や地域住民などの就労ニーズを整理し、可視化すること。なお、調査結果の整理・可視化の具体例について提案すること。

エ したらワークス協同組合（※2）の協力を得て、組合員事業者が求める人材ニーズについても整理し、可視化すること。

（※2）したらワークス協同組合：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第3条第1項の規定により、令和5（2023）年1月に愛知県で初めて「特定地域づくり事業協同組合」として認定された組合。

## (2) 課題整理・検討調査

- ア 多様な形態での就労に関し、移住（希望）者や地域住民など多様な人材と地域事業者とのマッチングを奥三河地域で連携して進めるうえで考えられる課題等について、関係者間での話し合いを5回以上実施すること。
- イ 国内において労働需要等に応じて複数の事業所で働くことができる就業環境が整っている他地域の事例のうち、奥三河地域の参考となりそうな事例について3件程度調査を行い、関係者間での話し合いの際に、情報共有を行うこと。
- ウ 奥三河地域の市町村役場へのマルチワーカーの派遣に関する課題についても検討すること。
- エ 関係者間での話し合いの中で明らかになった課題等について、先進事例（(2)イの事例含む）等を踏まえて検討・調査を行い、奥三河地域の各事業者の仕事を組み合わせることで年間を通じた働く場の確保が可能かどうか検証し、マルチワーク人材のマッチングを進めるうえで必要な取組を提案すること。

## (3) ワークショップ開催・普及啓発

- ア 地域の事業者や生産者などを対象に、マルチワークや特定地域づくり事業協同組合制度の活用などに関するワークショップ等を4回以上開催すること。
- イ ワークショップ等では、したらワークス協同組合の協力を得て、したらワークス協同組合の事例等を紹介すること。
- ウ ワークショップ等の開催方法、内容について、提案すること。
- エ 多様な形態の就労ニーズを満たし、担い手不足を補うために地域が連携して取り組んでいく機運を醸成するための取組を実施すること。なお、機運を醸成するために有効だと考えられる取組について提案すること。

## 5 報告書の作成

### (1) 内容

事業終了後、以下の内容をまとめた報告書（様式任意）を作成し、紙資料及び電子媒体各1部を提出すること。報告書には写真も添付すること。

#### ア 事業実績

- イ 業務を通じて把握したニーズや課題等を踏まえた、奥三河地域の各事業者の仕事を組み合わせることで年間を通じた働く場の確保の可能性に関する検証結果
- ウ 検証結果を踏まえて、奥三河地域においてマルチワーク人材のマッチングを進めるうえで必要な取組の提案

### (2) 提出期限

令和9（2027）年3月12日（金）

### (3) 提出場所

愛知県東三河総局新城設楽振興事務所山村振興課

## 6 その他

- (1) 業務の実施にあたり、具体的な方法や内容は、提案事項をもとに県と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 業務の実施にあたっては、事業者や関係者等への連絡・調整を必要に応じて行うこと。
- (3) 業務の実施時期については、事業効果が高まるよう、県と十分に協議すること。
- (4) 業務の遂行にあたっては、事前に実施計画を提出し、県の承認を得ること。
- (5) 事業の進捗状況について、随時、県に報告するとともに指示を受けること。
- (6) 本事業により制作した成果物の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、県に帰属するものとする。
- (7) 個人情報の保護に関する法律、愛知県財務規則等の関係法令等を熟知の上、業務遂行に当たること。
- (8) 本仕様書に定める事項について、やむを得ない事情があるとき又はより効果的な方法であると認められるときは、県と協議のうえ変更することができる。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議して決定するものとする。
- (10) 業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権者等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。